

奈良県教育委員会教育長訓令第五号

県立学校

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第十七条第一項中「健康診断」の下に「（第二十七条の二に規定する検査を除く。以下本章において同じ。）」を加える。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（職員の心理的な負担の程度を把握するための検査）

第二十七条の二 職員の心理的な負担の程度を把握するための検査を実施する。

2 前項の検査の実施者、実施対象者及び医師による面接指導等については、別に定める。